

# 糸魚川市プレミアム付商品券事業 参加店募集要領

令和元年7月

下記の要領で糸魚川市プレミアム付商品券事業の参加店を募集します。

記

## 1. 目的

令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、増税が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に実施します。

## 2. 事業主体等

糸魚川市プレミアム商品券事業(以下「本事業」という。)の事業主体(主催者)は、糸魚川市です。

但し、糸魚川市プレミアム付商品券(以下「商品券」という。)の販売並びに参加店の募集、換金事務などの一部業務は、糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会)が受託して実施します。

## 3. 商品券の購入対象者及び人数

1) 住民税非課税者(対象者:約8,800人)

令和元年度住民税非課税者(課税基準日:平成31年1月1日)

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者を除く。

2) 子育て世帯(対象者:約600世帯、約700人)

平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主。

3) 購入対象者には、9月頃、糸魚川市から購入引換券が送付されますので、購入引換券を商品券販売所に持参して購入してもらいます。

※他市町村の購入引換券では購入できませんので、糸魚川市又は発行元市町村にお問い合わせいただくこととなります。

## 4. 商品券の概要

1) 購入限度額 25,000円(販売額20,000円、国指定)

2) 割引率 20%(プレミアム補助額5,000円)

3) 商品券構成 1冊5,000円分(1,000円券×3枚、500円券×4枚)

4) 使用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日

5) 発行金額(見込) 25,000円×約9,500人として最大2億3,750万円が見込まれます。

## 5. 参加店の募集

1) 参加資格

本事業における参加店となることができる者は、次のいずれにも該当する事業者です。

- ・糸魚川市内に店舗等を有して事業活動を行なう店舗、事業所
- ・糸魚川市税の滞納がない者

なお、本事業の運営において不正行為があった場合や主催者(含む受託事業者)の指示に従わない場合は、参加店資格を取り消すことがあります。

## 2) 参加料等

- ①本事業における、参加店となるための参加料は無料です。
- ②本事業における、商品券換金に伴う換金手数料は無料です。
- ③従って、回収した商品券は、所定の方法で換金手続きを行なうことにより、手数料負担なしで額面金額で換金されます。

## 3) 参加申込み

- ①本事業の参加店となることを希望する場合は、参加申込締切日までに、別紙、参加申込書に必要事項を記入して糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会のいずれか)に提出してください。FAX 可。
- ②参加申込締切日 令和元年7月31日(水)
- ③参加申込締切日を過ぎた場合でも参加店になれますが、購入対象者に送付する参加店チラシ(一覧)に掲載されませんので、ご了承ください。但し、ホームページは随時更新されます。

## 6. 商品券の取り扱いと換金方法

- ①参加店が回収した商品券については、次の要領で換金いたします。
  - ・参加店では、商品代金等を商品券で受け取った場合は、速やかに裏面に受領日と店名等を記載してください。ゴム印、認印等も可。
  - ・回収した商品券(以下、「回収券」という)は、【別表1】に記載する持込締切日までに受付窓口で換金請求書と共に提出してください。
  - ・糸魚川経済団体連絡協議会では、商品券の枚数を確認した上で受領書を交付します。後日、振込日に指定口座に銀行振込で支払いいたします。
  - ・回収した商品券は、【別表1】に記載されている持込日に対応する振込日に手数料なしで(1,000円券は1,000円で)換金、振込みいたします。
  - ・本商品券事業は、全国で実施される事業であり、換金手数料、振込手数料とも参加店の負担はありません。
- ②回収券は、必ず、綴りから切り離し、100枚ごとに輪ゴムでとめて提出してください。ホチキスは使用しないでください。
- ③誤計算防止のため、回収券の持込みは持込締切日までに1回にまとめてご提出ください。

## 7. 参加店の表示・宣伝

- ①参加店には、店頭・店先等に掲示する「参加店表示ポスター」を配布しますので、必ず掲示して下さい。
- ②1店舗につき、参加店表示ポスター(A3タテ半分サイズ=タテ長)を2枚配布します。希望により必要枚数を差上げますので追加の希望があれば参加店申込書にご記入ください。
- ③参加店一覧チラシを作成して、商品券購入者に引換券に同封して送付します。(新聞折込等はいりません)
- ④参加店チラシの掲載する内容については、参加申込書に正確にご記入ください。
- ⑤1事業所で複数の店舗を有する場合は、店舗ごとに店名等を記載することができます。

す。

⑥参加店チラシの店名表記については、従前の方法にならい、「地域別」、「カテゴリー別(買う、飲む・食べる、泊まる、サービス、医療・介護、他にもいろいろ)」に分類して掲載します。1店舗につき希望するカテゴリーを1つ指定してください。

⑦参加店名を記載する場合は、キャッチコピー等の記入はできませんので、ご注意ください。

例) (×)「市内一美味しい 焼肉牛ちゃん」 → (○)「焼肉牛ちゃん」

⑧告知、広報

本事業における参加店の募集告知、広報については、糸魚川市のおしらせ版及びホームページ、並びに糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会のホームページに掲載して行います。

## 8. 参加店に対する注意事項

①商品販売、サービス等の商行為を経ない商品券は換金できません。また、商品券の不正使用、不正行為が発覚した場合は換金いたしません。

②一度使用された商品券を再度使用することはできません。

③商品券ではつり銭を出す必要はありません。

④参加店では、原則、全商品またはサービス等が商品券使用の対象となりますが、参加店において使用できない商品等を指定することができます。その際は、消費者とのトラブルを未然に防止するため、店頭、店内などに分かりやすく表示するとともに、お客様によく説明してください。

例) 車検時の自動車税や自賠責保険、サービスの対価でない立替金など。

⑤本事業では、国の指針により、医療費、歯科治療費、医薬品代、調剤料、介護サービスなどにも商品券が使用できるようになっています。

⑥商品券は、以下に掲げる商品及びサービスには使用できません。

- ・不動産や金融商品
- ・商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- ・パチンコ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課

### 【問合せ先】

(受託者) 糸魚川経済団体連絡協議会

941-8601 糸魚川市寺町 2-8-16 糸魚川商工会議所内

糸魚川商工会議所(代表) ☎025-552-1225 糸魚川市寺町 2-8-16

能生商工会 ☎025-566-2244 糸魚川市大字能生 1941-7

青海町商工会 ☎025-562-2352 糸魚川市大字寺地 2153

○糸魚川市プレミアム付商品券事業全体について

941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 ☎025-552-1511(代表)

糸魚川市商工観光課 企業支援室

## 【別表1】

## 回収券の持込〆切日と振込日

回数	持込締切日	受付時間	受付窓口	振込日
第1回換金	10/16(水)	9:00～16:00	糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会のいずれか	10/25(金)
第2回換金	10/30(水)	9:00～16:00		11/8(金)
第3回換金	11/13(水)	9:00～16:00		11/22(金)
第4回換金	11/27(水)	9:00～16:00		12/6(金)
第5回換金	12/11(水)	9:00～16:00		12/20(金)
第6回換金	12/25(水)	9:00～16:00		1/9(木)
第7回換金	1/8(水)	9:00～16:00		1/17(金)
第8回換金	1/22(水)	9:00～16:00		1/31(金)
第9回換金	2/5(水)	9:00～16:00		2/14(金)
第10回換金	2/19(水)	9:00～16:00		2/28(金)
第11回換金	3/4(水)	9:00～16:00		3/13(金)
第12回換金 (最終、厳守)	3/18(水)	9:00～16:00		3/27(金)

最終換金持込締切日(3/18)以降は換金できなくなりますのでご注意ください。